



# 第2期菊陽町 男女共同参画計画

概要版

令和2年3月  
熊本県菊陽町

## 男女共同参画とは？

男女が、社会の対等なパートナーとして、自分の意志によって社会のあらゆる分野に参加できる機会が確保され、それによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことです。

## 男女共同参画社会とは？

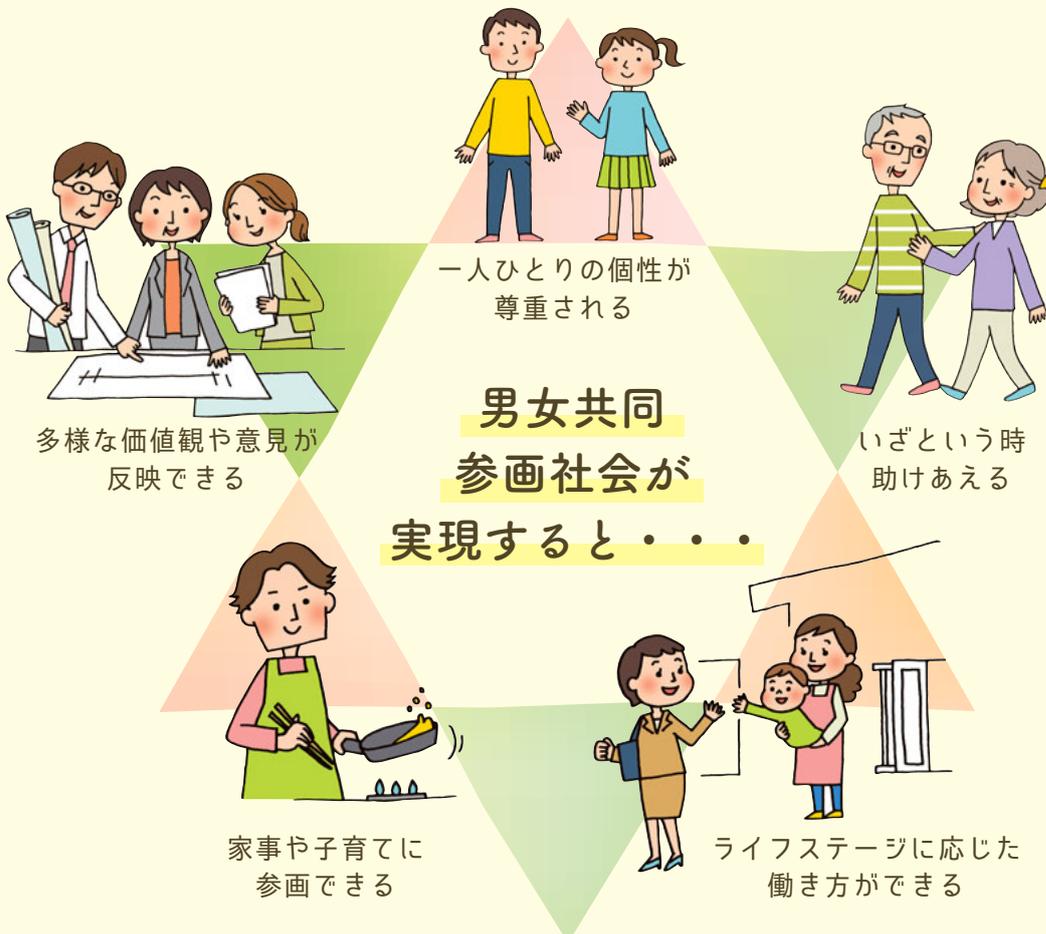
家庭・地域・学校・職場など、あらゆる分野で、性別にとらわれず個性や能力が認められ、また、男女が平等に責任を分かちあう社会を意味します。

「男は仕事、女は家庭を守るべき」といった固定観念にとらわれず、多様な生き方が尊重されます。

## 男女共同参画社会の背景

人口減少と少子高齢化の進展、家族形態や地域社会の変容、雇用・就業をめぐる変化、経済のグローバル化など、我が国の社会経済情勢は大きく変化しています。このような変化に適切に対応し、将来にわたって豊かで活力に富んだ持続可能な社会を構築するには、多様な人材の活用、新たな視点の導入、柔軟な発想等が必要です。

そのためには、町民一人ひとりが性別にかかわらず、家庭、地域、働く場など様々な分野で、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。



## 計画の概要

### 計画策定の趣旨

- ▶ 男女共同参画の考えに基づき、互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別等にとらわれることなく、だれもがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる地域社会をめざすことが私たちに求められています。
- ▶ 菊陽町においても、地域で暮らす人々がその個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生きるために男女共同参画社会の実現は極めて重要な課題となっています。社会環境の変化を踏まえ、本町における男女共同参画社会の形成をさらに促進するために、「第2期菊陽町男女共同参画計画」を策定しました。

### 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

### 計画の基本理念

一人ひとりの違いを認め合い  
パートナーシップで未来を創るまち  
きくよう



この計画は、**女性だけでなく、男性にとっても生きやすく働きやすい社会を目指す**ものです。これから持続可能な社会を創るためにも、生物学的性差、社会的性差（ジェンダー）といった性別だけでなく、一人ひとりの性の多様性を尊重し、**すべての人が自分らしく生きることができるよう、互いにパートナーとして認め合う**ことが必要です。

# 計画の体系図

一人ひとりの違いを認め合い  
パートナーシップで未来を創るまち  
きくよう

## 基本目標

### 【基本目標1】

対等のパートナー  
という意識の醸成



### 【基本目標2】

誰もが社会に  
参画できる  
環境整備



### 【基本目標3】

誰もが自立し、  
能力を発揮できる  
まちづくり



### 【基本目標4】

あらゆる  
暴力・ハラスメントの  
根絶



主要施策	施策の方向
1. 男女共同参画社会をめざす啓発活動の推進	(1) 固定的性別役割分担意識の解消と男女共同参画意識の形成
2. 男女共同参画の視点に立った教育の推進	(1) 学校等における教育の充実 (2) 生涯にわたる男女共同参画学習の推進
1. 行政における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 庁内における女性活躍への環境整備
2. 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における女性の参画拡大 (2) 地域防災における女性の参画拡大
3. 生涯にわたる健康保持の推進	(1) 生涯にわたる心身の健康の保持増進 (2) 妊娠・出産期等における母子保健の推進
4. 社会的に弱い立場にある人たちへの支援	(1) 高齢者や障がい者への支援 (2) ひとり親家庭等への支援の充実 (3) 外国人への支援
1. 就労の場における男女共同の推進	(1) 経済分野における女性の参画拡大 (2) 農林業・商工業等自営業における男女共同参画の推進 (3) 職場における男女の均等な機会の確保
2. 仕事と家庭の両立支援の取り組みの推進	(1) 仕事と家庭の両立支援
1. 暴力防止対策の推進	(1) 女性の人権、女性への暴力等に対する社会意識の醸成 (2) ハラスメント防止対策の推進 (3) ドメスティック・バイオレンス（DV）等の防止対策の推進 (4) 虐待の防止に向けた取り組みの推進
2. 被害者支援の体制の充実	(1) 相談体制の充実 (2) 被害者支援の体制の充実

## 基本目標 1

### 対等のパートナーという意識の醸成

互いを尊重し、思いやりの心もち、性別にとらわれることなく、だれもがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会は、豊かで活力ある社会をめざすうえで大変重要です。

このような男女共同参画社会を実現するため、だれもが男女共同参画について正しく認識できるよう、さまざまな機会を通して広報・啓発活動を行うとともに、学校や家庭、職場、地域等のあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

主要施策	施策の方向
1. 男女共同参画社会をめざす啓発活動の推進	(1) 固定的性別役割分担意識の解消と男女共同参画意識の形成
2. 男女共同参画の視点に立った教育の推進	(1) 学校等における教育の充実
	(2) 生涯にわたる男女共同参画学習の推進

■ 男女共同参画に関する研修や講座に参加するなど、理解を深めるための学習に取り組みましょう

■ 家庭や地域における固定的な性別役割分担意識を見直しましょう



## 基本目標 2

### 誰もが社会に参画できる環境整備

男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに責任をもって、家庭、職場、地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるようにすることが大切です。本町において男女共同参画が図られるよう、生涯にわたる健康支援、社会的に弱い立場に置かれている人たちに向けた自立支援等の環境整備を推進します。

本町のすべての施策に多様な価値観と発想が取り入れられるよう、行政分野における女性の参画を拡大するとともに、自治会等地域活動、防災・復興分野での女性の参画拡大を進めます。

主要施策	施策の方向
1. 行政における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	(2) 庁内における女性活躍への環境整備
2. 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における女性の参画拡大
	(2) 地域防災における女性の参画拡大
3. 生涯にわたる健康保持の推進	(1) 生涯にわたる心身の健康の保持増進
	(2) 妊娠・出産期等における母子保健の推進
4. 社会的に弱い立場にある人たちへの支援	(1) 高齢者や障がい者への支援
	(2) ひとり親家庭等への支援の充実
	(3) 外国人への支援

■ 町政や地域の活動に関心を持ち、積極的に参画しましょう

■ 防災について男女双方の視点から取り組みましょう

■ 性別や年齢にかかわらず、主体的に地域活動に取り組みましょう



### 基本目標 3

## 誰もが自立し、能力を発揮できるまちづくり

就業は、人々の生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、その人と社会をつなぎ、自己実現を図るものでもあります。すべての人がいきいきと働きつづけられる社会環境づくりを進めるうえで、就業の場における男女共同参画を推進することは極めて重要な意味をもっています。

また、すべての人が職業上の責任と家庭や地域における責任をともに果たしていくことは、男女共同参画社会において重要です。すべての人がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できるよう、一人ひとりが自分にあった多様な生き方や働き方ができる環境づくりを目指します。

主要施策	施策の方向
1. 就労の場における男女共同の推進	(1) 経済分野における女性の参画拡大
	(2) 農林業・商工業等自営業における男女共同参画の推進
	(3) 職場における男女の均等な機会の確保
2. 仕事と家庭の両立支援の取り組みの推進	(1) 仕事と家庭の両立支援

- 働きやすい職場環境を実現するために、自分や同僚の働き方を見直しましょう
- 自分にとってどのような働き方が適しているのか、望む姿をイメージしてみましょう
- 女性の意欲に応じてチャレンジできる環境を作りましょう
- 男女がともに子育てや介護に関わることができるよう、家庭内で話し合しましょう



### 基本目標 4

## あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

男女共同参画の推進は、個人としての尊厳が認められることが前提であり、男女がその個性と人権を尊重し合うことが不可欠です。DV、性暴力、児童虐待、高齢者虐待などの暴力、セクシュアル・ハラスメント等各種ハラスメントは重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

被害を受けやすい女性や子どもを対象とした相談事業や人権に関する教育・啓発事業を進めると同時に、被害にあった当事者のプライバシー保護を徹底し、周囲の人が早期に問題を発見し、適切な対応につなげていくため、DVやあらゆるハラスメントに対する正しい理解の周知とともに、相談しやすい環境づくりを進めます。

主要施策	施策の方向
1. 暴力防止対策の推進	(1) 女性の人権、女性への暴力等に対する社会意識の醸成
	(2) ハラスメント防止対策の推進
	(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）等の防止対策の推進
	(4) 虐待の防止に向けた取り組みの推進
2. 被害者支援の体制の充実	(1) 相談体制の充実
	(2) 被害者支援の体制の充実

- 暴力には身体的暴力のほかに、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力があることを認識しましょう
- ハラスメント、暴力を受けていると感じたら、一人で悩まず相談しましょう
- 身近な人から相談を受けたら、相手に寄り添い、専門の窓口相談するよう勧めましょう



# 身近なところから考えてみよう

## ▶ 家庭で・・・

うちは共働きで、夫も私も同じ帰宅時刻。  
でも、家事のほとんどを私一人でやっています。  
分担できるとありがたいんだけど・・・。



## ▶ 職場で・・・

育児にもっと関わりたくて、二人目は僕が育児休業を取ろうと思っていたんだけど。職場から「周りの迷惑は考えないの?」と言われてしまいました。



## ▶ 地域で・・・

地域での活動に積極的な女性に、会の会長になってくれないかと頼んだのですが「責任がある役は男性がやるものでしょう?」と断られてしまいました。



どうすれば、

一人ひとりが能力を十分に発揮できる社会に  
することができるのでしょうか・・・。



相談先

- 菊陽町三里木町民センター ..... ☎ 096-232-5536
- 熊本県女性相談センター
  - ・ 女性相談 ..... ☎ 096-381-4454
  - ・ DV 相談 ..... ☎ 096-381-7110
- 男女共同参画相談室らいふ ..... ☎ 096-333-2666
- 性暴力被害者のためのサポートセンター  
ゆあさいどくまもと ..... ☎ 096-386-5555



関連  
サイト  
URL

- 内閣府男女共同参画局  
[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/](http://www.gender.go.jp/about_danjo/)
- くまもと県民交流館パレア（男女共同参画センター）  
<http://www.danjo.pref.kumamoto.jp/>



## 第2期菊陽町男女共同参画計画 [概要版]

発行：菊陽町 三里木町民センター  
〒 869-1101 熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼 2 9 6 2 - 2  
☎ 096-232-5536

